

全銀協ユーロ円TIBOR公表要領

全 国 銀 行 協 会

平成 10 年 2 月制定・同年 3 月実施

平成 12 年 4 月一部改定・同年 7 月実施

当協会（以下「全銀協」という。）は、本邦オフショア市場の実勢を反映したユーロ円リファレンス・レート（以下「ユーロ円TIBOR」という。）の指標性、公示性、および利便性の向上を図り、もって金融業務のための基盤整備に資するため、ユーロ円TIBORを、以下のとおり公表する。

1. ユーロ円TIBORの算出

ユーロ円TIBOR(Tokyo Inter-Bank Offered Rate)は、リファレンス・バンク（現行 18 金融機関（以下、行））から呈示された 1 週間および 1 か月～12 か月物の 13 種類の金利（360 日ベース、スポットスタート物 100 分の 1%刻み）について、各期間レートにおける呈示レートのうち、最高 2 行の値および最低 2 行の値を除外して、単純平均して算出した 1 週間および 1 か月～12 か月物の 13 種類の平均レート（小数点以下 6 桁目を四捨五入した小数点以下 5 桁目までの数値）とする。

なお、何らかの理由でレート呈示を行わないリファレンス・バンクがあった場合でも、当該リファレンス・バンクを除いて前記の方法により算出する。

(注)VALUE DATE は、2 営業日後（東京）とする。

2. リファレンス・バンクの呈示レート

リファレンス・バンクは、毎営業日、午前 11 時時点の 1 週間および 1 か月～12 か月物の 13 種類のレート（360 日ベース、スポットスタート物 100 分の 1%刻み）を、午前 11 時 15 分までに指定された方法により呈示する。

ただし、各リファレンス・バンクから呈示されたレートは、トレーダブル・レートではなく、マーケット・レート（各リファレンス・バンクが、午前 11 時時点の本邦オフショア市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に、市場実勢と見做したレートであって、自行のポジション等に影響されないレート）とする。

3. リファレンス・バンクの指定

- (1) 全銀協は、公表レートの基準となるレートを呈示するリファレンス・バンクを指定する。現時点（平成 12 年 7 月 3 日（月））のリファレンス・バンクは、下記の

の 18 金融機関を指定する。

第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、東京三菱銀行、あさひ銀行、
三和銀行、住友銀行、東海銀行、三菱信託銀行、安田信託銀行、
中央三井信託銀行、住友信託銀行、日本興業銀行、
シティバンク、エヌ・エイ、ユービーエス・エイ・ジー、~~信~~中央金庫、
商工組合中央金庫、農林中央金庫

- (2) 全銀協は、リファレンス・バンクの指定ならびにその数について、原則、毎年度末に定例見直しを行う。また、リファレンス・バンクの選定は、①市場取引量（本邦オフショア市場取引残高）、②円資産残高、③レピュテーション、および④レート呈示実績の 4 項目をもとに行う（なお、選定にあたっては、TIBOR レートの継続性に配慮するとともに、リファレンス・バンクの参画業態の多様性も考慮する）。
- (3) リファレンス・バンクは、リファレンス・バンクとしての指定を辞退する場合には、レート呈示の中止の少なくとも 1 か月前までに、全銀協に届け出なければならない。全銀協は、上記届出を受けた場合には、代替のリファレンス・バンクを指定する。なお、新リファレンス・バンクの指定に時間を要する場合には、その間、残りのリファレンス・バンクのみで、上記 1 の方法により、公表レートを算出する。
- (4) 常にレートの呈示が遅れる等レート呈示姿勢に問題があり、ユーロ円 TIBOR の公表の円滑な運営にとって好ましくないと判断されるリファレンス・バンクについては、全銀協の裁量により、当該金融機関のリファレンス・バンクの指定を取り消し、他の金融機関に指定替えすることができる。
- (5) リファレンス・バンクの指定替え・補充等が必要となった場合、全銀協は、上記 (2) の選定方法により新リファレンス・バンクを指定する。
- (6) リファレンス・バンク数（現行 18 行）については、「フロア（最低限度：8 行）」を設定する。例えば、リファレンス・バンク同士の合併等によりリファレンス・バンク数が減少した場合、全銀協が TIBOR レートの継続性が確保できると判断すれば、リファレンス・バンクの補充は行わない。

4. 公表レートの算出等事務の委託

- (1) 全銀協は、ユーロ円 TIBOR の算出等にあたり、以下の事務を事務代行会社に委託する。
 - ①リファレンス・バンクからの呈示レートの集計

- ②公表レートの算出
- ③公表レートの情報提供会社への配信
- ② 事務代行会社には、ロイター・ジャパン株式会社を指定する。ただし、平成 16 年度末にその指定を見直し、その後は原則 5 年ごとに見直しを行う。
- ③ 事務代行会社の事務受託の辞退等により、上記の事務を委託することができない状況が発生した場合には、全銀協は、代替の事務代行会社を指定する。なお、代替の事務代行会社の指定に時間を要する場合には、その間、リファレンス・バンクと協議のうえ、代替手段を講じる。

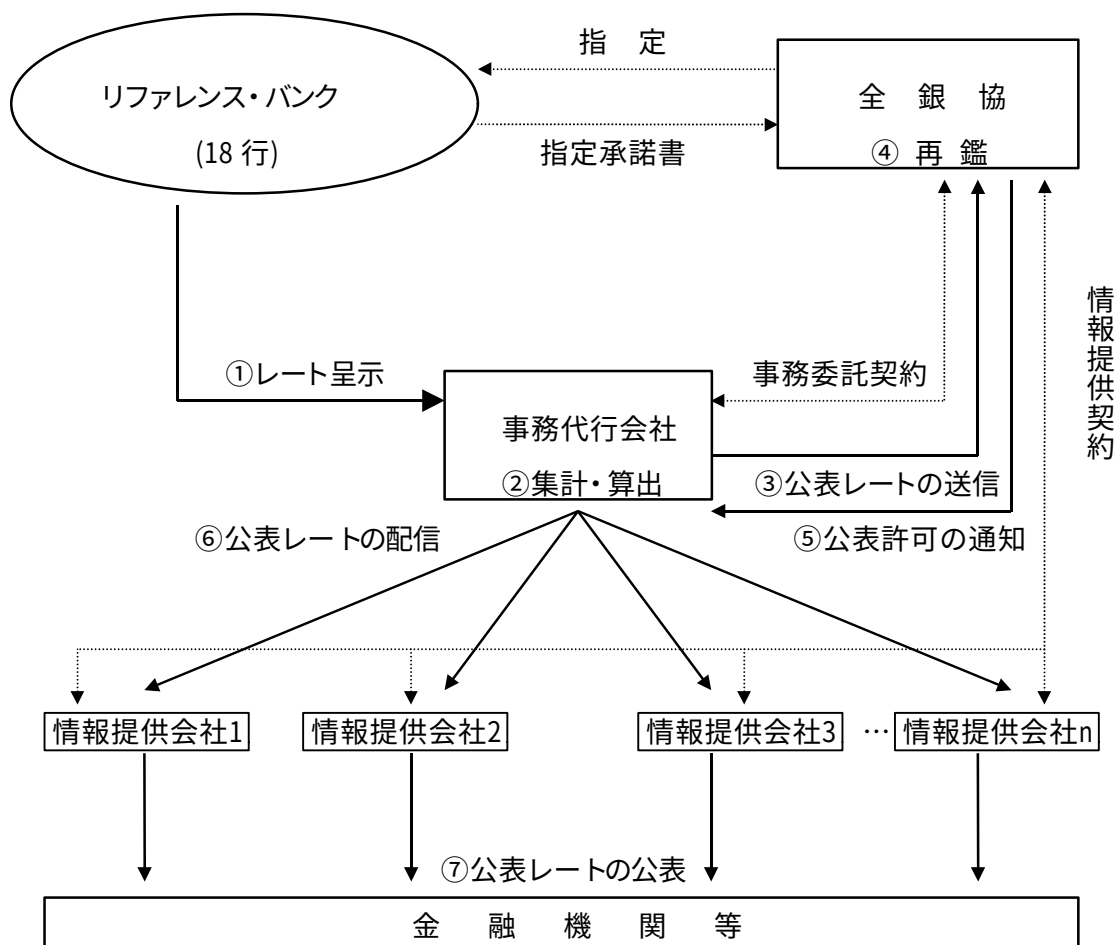
5. 情報提供会社による公表レートの公表

事務代行会社から配信されたユーロ円TIBORは、全銀協が認めた情報提供会社から、当該会社のオンライン・サービスまたは定期刊行物等において公表する。

6. 公表レートの公表までの事務フロー

ユーロ円TIBORの集計・算出・公表は、以下の事務フローに従って行う（下図参照）。

- (1) 各リファレンス・バンクは、午前 11 時時点のレートを端末入力により呈示する
 - ①（入力時限：午前 11 時 15 分）。なお、入力したレートについては、各リファレンス・バンクがそれぞれ再鑑し責任を持つ（呈示するレートの一覧表(イメージ)は表 1 参照）。
- (2) 事務代行会社は、呈示レートを集計し、公表レートを算出する（② 算出時限：午前 11 時 30 分）。
- (3) 事務代行会社は、その算出結果を、速やかに通信システムにより全銀協に送信する（③）。
- (4) 全銀協は、その算出結果を再鑑して（④）、事務代行会社にユーロ円TIBORの公表許可を通知する（⑤）。
- (5) 事務代行会社は、その許可を得た後、正午までに各情報提供会社に公表レートを配信する（⑥）（ユーロ円TIBORの一覧表(イメージ)は表 2 参照）。
- (6) 情報提供会社は、速やかに公表レートを公表する（⑦）。
- (7) 公表レートの修正は原則として行わない。ただし、レートを修正する必要がある場合、公表後 1 時間以内に修正し、その修正レートを各情報提供会社に配信する。



⑥ 全銀協／事務代行会社間、リファレンス・バンク／事務代行会社間は専用回線による自動入出力処理システムを構築。事務代行会社／各情報提供会社間は専用回線による自動配信システムを構築。なお、障害時等に関しては、ファックス等の代替手段により対応。

7. 公表要領の改定

本要領の改定は、全銀協市場委員会の決定をもって行う。

8. その他

リファレンス・バンクおよび市場参加者は、ユーロ円TIBORの運用にあたっては、独占禁止法上問題となる恐れのある行為がないよう、厳に注意しなければならない。
(別紙「全銀協によるユーロ円TIBOR公表にあたっての留意点等」参照)

以 上

【参考】 全銀協によるユーロ円TIBOR公表にあたっての留意点等

1. ユーロ円TIBORの全銀協公表方式と独占禁止法との関係

- (1) 事業者は私的独占または不当な取引制限をしてはならない（第3条）。「不当な取引制限」とは、事業者が相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を制限することという（第2条第6項）。
- (2) また、全銀協は独占禁止法の規定する「事業者団体」に該当することから、全銀協が一定の取引分野における競争を実質的に制限することや、構成事業者たる金融機関の機能または活動を不当に制限することは禁止されている（第8条第1項1号、同4号）。

2. 本件に関して独占禁止法上問題となる行為

- (1) 上記1を踏まえると、全銀協によるユーロ円 TIBORの公表に関しては、例えば、下記 (2) のような行為は独占禁止法上問題となり得るので、各金融機関においては、十分留意しなければならない。
なお、下記 (2) 以外の場合であっても、金融機関が金利その他の取引条件に関して、相互に意思の疎通を図ることは、独占禁止法上問題となり得るので、併せて留意しなければならない。
- (2) 独占禁止法上問題となり得る行為
 - ①リファレンス・バンクにおいて、事務代行会社への呈示レートの水準等について、事前に情報交換・調整を行うこと。
 - ②本邦オフショア市場参加者間で、「ユーロ円TIBORそのもの」、あるいは「ユーロ円TIBOR+ α 」等、全銀協の公表するユーロ円TIBORを基準とした一定のルールに基づいて取引を行うことを事前に合意したうえで、このルールに基づき取引を行うこと。
 - ③本邦オフショア市場以外における金融取引（預金・貸出・金利スワップ等）において、金融機関の間で、または全銀協等の事業者団体において、指標金利（ユーロ円のインパクトローンの基準レートや短期金利スワップの変動金利等）として、ユーロ円TIBORのみを採用すること（逆に言えばLIBOR等他の指標金利を採用しないこと）等の申合わせをすること。
 - ④スプレッド貸出等において、金融機関の間で、または全銀協等の事業者

団体において、ユーロ円TIBORを基準とした一定の金利設定ルール（例えば、「ユーロ円TIBORフラット」を最低金利とする、あるいは「ユーロ円TIBOR + α 」を約定金利とする等）を合意したうえで、このルールに基づき金利設定を行うこと。

- (3) なお、個々の金融機関が独自の判断に基づき、個々の取引（本邦オフショア市場、本邦オフショア市場外とも）において、「ユーロ円TIBOR」あるいは「ユーロ円TIBOR + α 」を取引金利として使用することは、独占禁止法との関係では問題とはならない。

以 上

表1) リファレンス・バンクが提示するレートの一覧表(イメージ)

TOKYO INTERBANK OFFERED RATE -EUROYEN DEPOSIT - REFERENCE BANKS RATE (1)									ZTIBOS
DATE	: 05APR00								
TIME	: 1100JST								
BANKS	: ASahi	BTM	DKB	FUJI	SAKURA	SANWA	SUMITOM	TOKAI	IBJ
=====									
1W	: 0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
1M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
2M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
3M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
4M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
5M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
6M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
7M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
8M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
9M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
10M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
11M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
12M	: X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
AVERAGE RATES BY ZENGINKYO							<ZTIBOR>		
BY REUTERS							<TIBM>		
REFERENCE RATES							<ZTIBOS>-T		
HISTORICAL RATES BY ZENGINKYO							<ZTIBOU		
DEFINITION							<ZTIBOV>-W		

表2) ユーロ円TIBORの一覧表(イメージ)

TOKYO INTERBANK OFFERED RATE -EUROYEN DEPOSIT - JAPANESE BANKERS ASSOCIATION (ZENGINKYO)				ZTIBOR
ZENGINKYO XXXXXXXX AT XXXXJST				
EUROYEN TIBOR AVERAGE / TIME : 1100JST				
=====				
1W	0.00000			
1M	0.00000			
2M	0.00000	*PLS SEE;	REFERENCE RATES	<ZTIBOS>-T
3M	0.00000		HISTORICAL RATES BY ZENGINKYO	<ZTIBOU>
4M	0.00000		DEFINITION	<ZTIBOV>-W
5M	0.00000			
6M	0.00000			
7M	0.00000			
8M	0.00000			
9M	0.00000			
10M	0.00000			
11M	0.00000			
12M	0.00000			
DATE	05APR00			
VALUE	07APR00			
=====				
** JAPANESE YEN TIBOR BY ZENGINKYO <DTIBOR01>-06/ EUROYEN TIBOR BY REUTERS <TIBM>**				